

イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金（概要）



概要

徳島県東部圏域内（徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町、以下「域内」という。）を訪れる旅行商品を企画・催行する旅行会社に、域内事業者が提供する

①有料観光コンテンツ（体験含む）を組み込んだ旅行商品に係る宿泊に対する費用

②域内宿泊を伴うツアー内で、観光コンテンツ（無料含む）を提供するための域内交通事業者が提供する従たる移動手段※にかかる費用に対して、それぞれ助成金を交付する。

（※）「従たる移動手段」とは、大型や中型バスで当該域内まで移動した後、目的地までの道幅が狭いなどの理由により、分乗して目的地に向かう必要がある場合に手配するマイクロバスやジャンボタクシー等を言う。

商品設定期間

令和6年5月27日から令和7年3月21日までに催行する旅行商品

（※除外日：8月9日～8月18日、12月27日～1月04日）



<https://www.east-tokushima.jp/etta/news/detail.php?id=572>
申請様式等はこちらからDLできます

助成要件

- (1) 原則として新規に造成し募集を開始する旅行商品であること。
- (2) 日本国に本店又は支店を有する旅行会社（インバウンド取扱旅行会社含む）が企画する、参加者が2名以上の旅行商品とする。
- (3) 宿泊事業者や交通事業者に対し本助成を利用する旨を事前に説明すること。
- (4) 旅行会社は機関が用意するGoogleフォームアンケートに回答すること。
- (5) コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ）、教育旅行、合宿等に該当する旅行商品は対象外とする。
- (6) 募集に当たっては、パンフレットを作成するか、ホームページに掲載し機関のロゴマークを表示すること。
- (7) 次の①または②に該当する旅行商品であること。
 - ①域内で1泊以上宿泊し、域内の事業者が提供する有料観光コンテンツ（体験含む）について、複数市町村にわたって2か所以上組み込んだ旅行商品であること。
 - ②域内で1泊以上宿泊し、域内の観光コンテンツ（無料含む）を利用するため、従たる移動手段を伴う旅行商品であること。
- (8) 同一の旅行会社からの申請は、3件を上限とする。

助成率及び上限額

①観光コンテンツに係る宿泊費助成
3,000円/泊 25人及び2泊が上限

②従たる移動手段に係る費用助成
2/3（上限5万円）

※ 1旅行商品の助成金の上限は、**150,000円**とする（①と②を併用する場合も）

その他

詳細は『イーストとくしま「周遊観光」推進事業助成金交付要綱』を確認すること

問合先：電話 088-678-2811